

相談から自立まで 継続して支援します



相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員(援助者)が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

1 一緒に相談にのります!

- あなたの抱えている困りごとをうかがいます。
- 窓口に来られない場合はご自宅へ訪問します。電話での相談もお受けします。

2 一緒に問題を整理します!

- あなたのお話をうかがいながら、問題を洗い出し、解決策を考えていきます。
- 他の関係機関等の支援が適している場合は、電話連絡や同行して確実につながるよう支援します。

3 一緒に計画を立てます!

- あなたと話し合って生活を立て直すための目標を決めます。
- その目標を達成するためにはどうしたらいいか、一緒に計画を立てます。

4 一緒に取り組みます!

- 目標の達成に向けて、あなたが計画を着実に実行できるよう、関係機関と連携して支援します。
- 定期的に状況を把握し、必要に応じて支援内容や方法を修正するなど調整を行います。



社会福祉
法人

富山市社会福祉協議会

総合相談窓口

(富山市総合社会福祉センター1階)

〒939-8640 富山県富山市今泉83番地1
Tel 076-422-3414 Fax 076-422-2684

受付時間 8:30~17:00(土・日・祝、12/29~1/3を除く)

あなたが抱えている 生活の不安や心配を お聞かせください

相談無料
秘密厳守



どこに相談したらいいのだらう?

困ったときは...

富山市社会福祉協議会

総合相談窓口へ

☎076-422-3414

誰もが生活困窮に陥る 恐れがあります



対象となる方

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）です。ただし生活保護を受けていない方が対象となります。

経済的な問題で生活に困っている方・長く失業している方・引きこもりやニートで悩んでいる方・働いた経験がなく不安な方など、これまで制度のはざままで支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた方からの相談も受け付けしています。

長引く景気の低迷により、失業や非正規雇用、低収入世帯などが急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、家庭や地域に目を向けると、単身家庭やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。さらに、生活に困っている方は、経済的な問題だけでなく、健康面や障害、家庭の問題など、さまざまな問題を複合的に抱えている場合があります。

こうした経済・社会の構造的な変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面しているといえます。そこで、生活に困った場合でも自立した生活を送るための支援を確実かつ適切に受けられるように、生活困窮者自立支援法が施行されました。

生活に困っている方を支援する 「第2のセーフティネット」



わが国では、安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として、また、最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」としてみなさんに安心を提供してきました。しかし、近年の雇用状況の変化から、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援（第2のセーフティネット）を抜本的に強化する新たな仕組みとして「生活困窮者自立支援制度」が始まりました。

第1のセーフティネット

社会保険制度
労働保険制度

第2のセーフティネット

生活困窮者
自立支援制度

new

第3のセーフティネット

生活保護制度

自立した生活を支援する 事業を実施します



自立相談支援事業

生活に困ったときは、まずご相談ください

生活に困難を抱えている方に対し、その原因となる根本的な生活課題を明らかにして、早い段階で自立した生活に戻れるよう相談に応じ、就労支援や各種施策を活用した生活支援など、その方の抱える多様な生活課題に対応した支援へとつなげます。



住居確保給付金

働くために住まいの確保を支援します

離職等によって収入が無くなり住居を失った方や、住居を失うおそれが高い方には、安心して就職活動ができるように、一定期間、家賃相当額を支給します（支給額の上限や給付のための条件があります）。



家計改善支援事業

家計の立て直しを助言し支援します

家計の状況を収支表などで「見える化」し、家計に関する課題を明らかにした上でその対策を相談者と一緒に考え、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。



自立相談支援と他の支援が連携してあなたを支えます

自立相談支援で、本人の自立に必要な支援内容を検討し、本人の状況に応じて段階的に取り組んでいけるよう支援します。

〈本人の状況に応じた支援例〉

自立相談支援

包括的な
相談支援



就職するために住居を保持、確保することが必要な場合

住居確保給付金の支給

すぐに仕事に就くことが可能な場合

ハローワークとの一体的な就労支援を行います

家計面から生活再建の検討が必要な場合

家計相談支援の実施、生活福祉資金貸付のあっせんなど

その他の事業

自立のために必要な支援を関係機関と連携して行います。